

Title	近世和泉の村落社会における飢僅と「困窮人」：寛政~文化期の池上村を中心に
Author	齊藤, 紘子
Citation	市大日本史. 17 卷, p.40-58.
Issue Date	2014-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

近世和泉の村落社会における飢饉と「困窮人」

—寛政く文化期の池上村を中心に—

齊藤 絃子

はじめに

近世後期、泉州泉州郡平野部に位置する池上村には、「困窮」や「極窮」状況にある人々が少なからず存在し、その多くは、飢饉の際に「飢人」や「難渋人」に範疇化されることで、藩や村による救済をうけた人々でもあった。本稿では、史料上「飢人」「難渋人」あるいは「極窮之者」と呼ばれる人々を「困窮人」と総称して、その存在形態と救済の実態を明らかにしたい。

地域社会における飢饉や救済の問題については、飢饉史研究や災害史研究において、大規模な飢饉状態となった地域を中心に、飢饉時における飢渴状況や穀物供給をめぐる矛盾が明らかにされてきた^①。また、畿内の領主支配や「中間層」をめぐる研究でも、村連合による地域運営の一環として貯穀管理体制を取り上げたものがある^②。しかし、いずれの研究においても、救済が行われる地域内部の社会構造との関係については、十分に注意が払われてきたとはいえない。

他方、社会構造との関連を重視する研究として、都市社会史における貧民救済の研究が注目される。近世都市史研究では、吉田伸之氏やマーレン・エーラス氏らの研究により、身分社会における貧民救済のあり方が具体的に解明されてきた^③。両氏の研究に共通するのは、都市社会の構造的把握を通じて救済の実態や貧民の社会関係を精緻に捉え、それによって都市の社会構造や身分秩序を炙り出すという方法である。村落社会においても、救済や「困窮人」をとりまく諸社会関係を明らかにするなかで、村落秩序や村落構造を捉えなおすことが必要であろう^④。

以上の点を課題として、本稿では寛政期以降の泉州池上村における「困窮人」の救済と社会関係を考察したい。天明期の池上村における飢饉・救済と「困窮人」については、以前に検討したことがある^⑤。ただし、村内での救済に関しては、村方レベルでの助力（施行）の分析にとどまり、村内における個々の地主と「困窮人」との関係には言及できなかった。本稿では、早魃と不作による寛政く文化期の飢饉にお

ける救済実態や、その対象者である「困窮人」の変化に注目し、「困窮人」の生活条件を明らかにする作業の一つとして、飢饉期の小作について考察する。

対象とする池上村は、泉郡の平野部に位置する相給村落である。池上村は上条郷（集落と耕地）・上泉郷（耕地のみ）・信太郷（同上）という三つの郷域に位置し、郷単位の太閤検地によって、集落を含む上条郷三三〇石余の池上村本郷（大和小泉藩領、以下「本郷」とする）と、上泉郷・信太郷の土地三二〇石余の「出作」（幕領から伯太藩領）という相給の枠組みが形成された。^⑤一八世紀以降は、「本郷」では南甚左衛門家、^⑦「出作」では「本郷」に人別のある南角右衛門家が庄屋を勤めた。本稿で対象とする主な史料群は、「本郷」の庄屋家に伝来した南清彦氏所蔵史料（以下、南家文書とする）である。なお、近世後期の「出作」では手余り地が増加し、南角右衛門など「出作」の村役人数軒が土地を集積するほかは、周辺村からの出作が目立つようになる。以下では、史料的な限界から「本郷」^⑧のみに対象を絞るが、「出作」との土地所持構成の違いには注意を払っておきたい。

一 寛政～文化期の「困窮人」救済

（一）飢飯米と返上夫食

本節では、天明・寛政期以降の救済の展開をみながら、その対象となった「困窮人」の特質について整理する。

天明期の「本郷」では、大規模な飢饉状況に至ると、藩による救済

と村方内部での施行が併行して行われた。藩による救済には、①飯米や麦代銀を特定の「飢人」に下付する飢飯米と、②無利子での返済を条件に飯米・麦代銀を貸し下げる返上夫食の二種類があった。①については、御救米とも呼ばれ、「飢人書上帳」の提出に基づいて、「飢人」個人に下付されるものである。申請の手続きでは、「飢人」の名前や年齢、続柄、所持高などを家単位に記した「飢人書上帳」を提出し、藩役人による宗旨改帳との照合や飢人見分を経て夫食や代銀が下付された。一方、②の貸し下げは、対象が高所持者に限定され、個人ではなく家単位に行われるもので、困窮状態にある家から救済の担い手となる家まで広く拝借対象となることもあった。またこうした一村規模での救済のみならず、老年・病気で「手稼」のできない者には、「永御救」の支給も行われていた。

天明飢饉期の池上村周辺では、天明二（一七八二）年夏作の大凶作時を皮切りに、翌三年の春から七年夏にかけて大規模な救済が実施された。天明三～四年の飢飯米申請では、村内の約三分の一～半数にあたる約三〇軒一〇〇人程が「飢人書上帳」に登載されたが、同六年夏作・翌年冬作の不作で飢饉が長期化すると、申請は十軒二五人にまで抑えられ、代わって返上夫食の出願者が増加した。一方、村内では七月初旬に小百姓らが「袖乞」を始めたため、村役人を含む「相応暮し居申候分」の相談で、翌年春にかけて二度の村内助力が実施された。助力は、飢飯米受給者全員と返上夫食拝借者のうち困窮度の高い小百姓を対象として実施され、藩による救済を補充するものでもあった。

表1 寛政～文化期の救済対象者（池上村本郷）

名前	寛政12	寛政13	文化5	寛政12所持高	文化4所持高	「濟人」届出年次
源七	○		○	0.250	0.250	
善兵衛	○	○	○	0.548	1.350	
理八	○	×家出		0.297		
弥左衛門	○	○	○	0.2■■■	0.988	寛政10
嘉兵衛	○	○		2.266	2.266	文化3.1
正林	○	○		0.126	0.126	
善八	○	○	○	1.527	1.527	
政平★	○	○	○	0.900	1.500	文化5.10
惣兵衛	○	○	○	0.988	0.172	寛政11.1
佐兵衛★	○	○	○	1.809	—	
平兵衛★	○	○	○	無高	0.328	
甚助	○	○	○	0.1■■■	0.168	
勘七★	○	○	○	0.384	0.384	
庄七	○	○	○	0.384	—	享和2.12
とわ	○	○	○	0.174	?	
理兵衛★	○	○	○	無高	—	
源右衛門★	○	○	○	2.352	0.360	
庄兵衛★	○	○	○	1.■■■99	1.299	
久左衛門★	返	○		0.206	0.205	
宇兵衛★	返	○	○	7.345	7.103	
仁左衛門	返	○		0.332		享和2.6々
五郎左衛門★	返	○	○	2.341	2.347	
九左衛門	返	○	○	0.993	0.993	
与兵衛	返	○	○	8.246	3.597	享和4.1
徳左衛門	返	○		6.645	6.645	
四郎兵衛★	返	○	×家出	2.500		
伊兵衛	返	○	○	5.390	1.870	享和2.1
八右衛門	返	○	○	4.870	3.325	
儀兵衛	返	○	○	3.891	3.891	
安右衛門★	返	○	○	1.916	2.530	
嘉七	返		○	1.996	3.596	
吉兵衛★	返			1.680	1.116	享和2.12
喜左衛門★	返		○	2.013	1.443	享和4.1々
与治兵衛★	返	○		3.507	3.507	
庄左衛門	返			5.010	3.740	
太兵衛	返			3.964	3.964	
与右衛門	返			5.536	4.431	
安兵衛	返			0.402	0.405	
半カ兵衛	返			0.168	?	
はる	返			0.500	0.270	
とよ		○	○	?	0.292	
浄栄		○		?	?	
浄音		○		?	?	
字之松			○	?	—	
喜兵衛★			○	3.486	3.486	
操カ治			○	?	—	
治郎右衛門★			○	?	1.084	
清吉			○	?	1.856	
伊右衛門父			○	4.663	4.507	

※表中の○は御救夫食下付、「返」は返上夫食拝借を示す。
 ※名前右側の★は、南家の小作人を経験した家。
 ※文化4年所持高は[南・箱7.91-4]「御物成帳」、「濟人」は当該期の万覚帳や御用留[南・箱11-149、箱11-103、箱11-178、箱10-27]による。

「名前書帳」には、一八軒六三人の名前、年齢、続柄、家の所持高が列挙されており(表1①)、四月の「御救夫食代銀割渡シ帳」¹⁵⁾によって、その家々に対する夫食代配分が確認できる。また、御救夫食出願の直前には、村内の「難波人」に対する「返上夫食御願書上帳」¹⁶⁾が提出されている。その対象者と

天明八年以降は飢饉状況も終息し、しばらくは一村規模の救済も確認できないが、庄屋の御用留によると、寛政一〇(一七九八)年を除いて、同六年から享和二(一八〇二)年には再び早魃状態が持続するようになる。特に寛政一一年秋には稲・綿両作が不作となったため検見が実施され、綿作については検見後にも「御破免状頂戴仕、其上毛替等仕度」との追願が繰り返された。こうした中で、翌年の春になり、天明飢饉以来となる大規模な救済が開始される。一連の飢饉は享和末年頃一端収まったようだが、文化三(一八〇六)年には稲作・綿作が大作となり、年貢免状では、定免一八八石余の取米のうち六六石が用捨された¹⁰⁾。この用捨高は、現存する年貢免状のなかでも天明二年の九七石につぐ量である。それ以後文化六年にかけて、再び早魃状況が続

き、同五年二月には「当村方近年凶作打続キ困窮仕居候処、又々昨年悪作ニ付、極窮弥増御座候」との窮状を訴え、再び大規模な救済が行われている¹²⁾。寛政～文化期における「飢人」救済の背景には、池上村周辺における慢性的な早魃・凶作状況があったことを指摘できよう。以下では、まずこの時期の救済対象者のあり様を確認したい。

(2) 寛政～文化期の「飢人」救済

寛政一二年春の救済では、「御救夫食」の下付と「返上夫食」の貸下げを求める願書が提出されている¹³⁾。「御救夫食」とは、願書に付されたと思われる同年二月の「御救名前書帳」¹⁴⁾の記載形式が先述の「飢人書上帳」と同様であることから、飢飯米の別称と考えられる。右の

なった家々を表1—①で確認すると、前述の「御救名前書帳」登載者とは重ならない。二つの救済は、村による振り分けを前提として、異なる人々を対象に実施されていたのである。

このような救済が行われる中、裏作の麦と菜種でも「前代未聞大凶作」となり、特に麦作は「百年已来無之義秀候処、錯病人申候而皆無同前」の作柄となった¹⁷。そのため六月以降も救済を要する状況が続き、飯米の手当として二七八人分の「夫食御手当」の下付が出願されている。この出願をうけて、藩は泉州の藩領七ヶ村へ麦二〇石の代銀を無利子二年賦で貸下げており、泉郡平野部一帯で飢饉となっていた様子¹⁸がうかがえる。

翌一三年春にも救済願書が提出された。庄屋の御用留には、次の願書AとBが続けて留められている。

A 乍恐御願奉申上候

一、当村惣百姓連年早魃打続キ困窮仕候上、去ル申年麦作皆無同前凶作仕候上、木綿作以之外悪作二付、度々御憐愍被為成下、一統難有仕合奉存候、然ル処男女共農業候間々ニ手稼仕候毛綿仕業以之外不引合ニ而、壹日ニ壹分五六厘ツ、ならてハ賃銀当り不申難儀仕候、就中別紙帳面名前之もの共右奉申上候通、米麦一向所持無御座、殊更高直ニ付旧冬■迷惑極窮仕居候処、村方■助力漸々越年仕候得共、最早當時畢止ト行当り飢渴ニも及候躰ニも御座候二付、夫食御願奉申上具候様私共まで申来候二付、乍恐奉願上候、御憐愍ヲ以御見分被為成下候ハ、広太之御慈悲難有可奉存候、以上

寛政十三酉正月

庄屋・年寄・百姓代

小泉御役所

B 乍恐以書付奉願上候

一、別紙帳面名前之もの共、極窮もの共ニ御座候二付、別紙願書之通同様難波人ニ御座候得共、御救米夫食余り多人数奉願上候義恐多奉存候二付、此者共江一軒麦五斗ツ、返上夫食御貸下ヶ被為成下候様乍恐奉願上候、右之段御聞届ヶ被為成下候ハ、広太之御慈悲難有奉存候、以上

西ノ正月廿日

庄屋・年寄

小泉御役所

Aでは、早魃が続くなかで寛政二二年裏作・表作（木綿作）が凶作となり、年貢減免などの「御憐愍」の措置や、村方施行が行われたものの、農間渡世である「毛綿仕業」でも採算が取れないとして、飢渴した「別紙帳面名前之もの共」への「夫食」を願っており、御救夫食の願書と判断できる。他方Bでは、別添の「別紙帳面名前之もの共」について、Aにあたる「別紙願書」と同様の「難波人」でありながら、御救米申請者が増えすぎては恐れ多いとの理由で、一軒あたり五斗の返上夫食貸下げを申請している。寛政一三年の救済でも、ABそれぞれの名前帳によって、「飢人」の振り分けがなされており、その背景には、御救米申請を抑制しようとする村側の意向が働いていた。注意したいのは、Aでは飢渴者の行動として、村役人に「夫食御願奉申上具候様」と訴えた内容が明示されているのに対し、Bでは「難波人」自身が返上夫食申請を求めたとは書かれていない点である。すなわち、

村内の「極窮之者共」の要求は一樣に返済条件のないAの御救夫食下付であったが、Bの「難渋人」らに関しては、藩に遠慮して申請を控えようとする村役人の意向により、返上夫食の拝借申請に切り替えられてしまったのである。

この時の「極窮之者共」内部の線引きについては、Aの「別紙帳面」に相当する飢人名前帳「御救夫食人数之覚」²⁰が現存する。村役人から藩役人宛ての差出しは同年正月付だが、表紙には「酉二月」と記されており、実際の下付は二月に行われたと推測される。注目したいのは、「人数之覚」の登載者三四軒一〇五人（表1―②）の内訳である。この家々は、前年の御救米出願者全員に加え、返上夫食出願者の約半数とも重複する。そうすると、もう一方の返上夫食拝借者は、前年の返上夫食拝借者の残り半数を含むとみるのが妥当であろう。御救夫食での出願者は前年よりやや増加したが、Bの「難渋人」の多くは、その出願を望みながらも加われなかった「極窮之者共」だったのである。

以上から、当該期の藩による救済は、天明期と同様に御救米下付と返上夫食貸下げの二本立てであり、飢饉時の村にとっては「困窮人」の救済としてともに重要な意味を持っていた。ただし、天明七年夏の飢饉ピーク時にみられた、領主に対する遠慮から申請自体を抑制する論理は、寛政末年の救済においてより鮮明に顕在化している。出願を担う村側の論理と、村役人に御救夫食の申請を求める飢渴者との間には、御救夫食の対象となるかどうかという点で、「困窮人」内の線引きをめぐるせめぎ合いが存在したのである。

（3）天明く文化期における「困窮人」の特徴

次に、飢渴者となった「困窮人」のあり方を通じて、当該期の村落構造について考えておきたい。まず確認したいのは、この時期の「飢人」の土地所持状況についてである。南家文書には、村の宗主人別帳が数年分しか残されておらず、無高を含む総戸数や各家の構成は正確には把握できない。しかし、無高百姓を含んで申請される御救夫食の出願者と、各高所持者への年貢割り付け帳簿である「御物成帳」の記載を比較すれば、「本郷」に関しては、表2のようにある程度の階層構成を復元できる。

この表から分かる点として、第一に、「物成帳」に記載された村内土地所持百姓の軒数は、天明期に七〇軒存在するが、天保期には五四軒まで減少している。しかし、救済関係の名前帳のみに記載された無高百姓の数を合算すると、池上村の家数自体は、天明期から天保期にかけて七〇軒程度を推移している。つまり、家数はほぼ変わらず、高所持者が減少し、無高が増加したといえよう。

第二に、天明く寛政期の池上村「本郷」では、「本郷」と「出作」の庄屋を最大地主として、一〇石以上にその分家や本郷の村役人などを含む数軒が存在し、村内の半数強は五石以下であった。ただし文化期以降、一〇石の土地所持者数が減少し、全体としてはゆるやかに分解しつつあったといえよう。

第三に、階層構成と救済対象者の関係をみると、正確に対応するわけではないが、天明く寛政期の無高の軒数はわずかであり、救済対象

表2 御物成帳と救済関係史料からみた池上村「本郷」の家数と階層

所持高(石)	天明2物成帳 天明3.3月救済	寛政12物成帳 同2月救済	文化4物成帳 文化5.2月救済	天保5物成帳 同4月救済	天保11物成帳
35~40			1 本郷庄屋		1 本郷庄屋
30~35		1 本郷庄屋		1 本郷庄屋	
25~30	2 本郷庄屋/ 出作庄屋			1 出作庄屋	2 出作庄屋
20~25				2	1
15~20	1	3 出作庄屋	2 出作庄屋		1
10~15	4	4 出作庄屋分家	6 出作庄屋分家	5 本郷庄屋分家/ 出作庄屋分家	4 本郷庄屋分家/ 出作庄屋分家
5~10	16 道場	14	8	13	12
1~5	28 寺/西宮/ 村作/金蓮寺	25 寺/金蓮寺/ 道場/村作	34 寺/道場/ 金蓮寺/村作	16 道場/西之宮/ 村作	15 庵/西之宮/ 道場/村作
0~1	19 天神田	22 天神田	17 天神	19 天神	18 天神/寺
物成帳記載 軒数 A	70	69	68	57	54
救済内無 高軒数 B	1	2	6	16 「宗旨人別ニ無之」 2軒含む	?
総数(A+B)	71	71	74	73	?

※御物成帳記載軒数については、曾根村・宮村など他村百姓は除外

御物成帳典拠:天明2年〔南・箱797〕、寛政12年〔南・箱9-17-10〕、文化4年〔南・箱791-4〕、天保5年〔南・箱10-23-1〕、天保11年〔南・箱23-7〕。

救済関係史料典拠:天明3年3月「飢人書上帳」(所持高記載あり)〔南・箱10-104〕、寛政12年2月「御救名前書上帳」(所持高記載あり)〔南・箱9-17-14〕、文化5年2月「御救夫食人数帳」〔南・箱9-12〕、天保5年4月「難渋飢人御救夫食名前帳」〔南・箱2-32-13〕。

者は一石未満の小百姓と概ね一致する。ところが天保期には、救済対象者の中に一五軒程度の無高が含まれるようになり、救済を受ける「困窮人」の約半数程度を無高百姓が占めるようになる。

ただし、寛政期の「困窮人」らは、たとえ困窮に陥っても、そう簡単に無高に転落したわけではない。表1に戻って、居宅を売り払って債務を返済する「潰人」と寛政く文化期の救済対象者の重なりに注目しよう。池上村では、困窮のため債務不履行に陥った百姓(「潰人」)が出ると、当人の五人組や組頭が負債内容と現存家産を調べ上げ、居宅・家財の売却による返済を行った²⁾。表1によると、寛政末年以降少なくとも一〇人程の「潰人」が出ているが、多くは文化期にも小規模な所持地をもつ「困窮人」として確認できる。「潰人」はあくまでも一時的な破産であって、即時的に無高へ転落するわけではなく、この時期の村内では、五人組の統括による債務返済など、村として百姓家の維持・再建を図ろうとする仕組みも働いていたと考えられる。

以上、本節では、寛政く文化期における救済のあり方と、その対象となる「飢人」「難渋人」の特質についてみてきた。当該期の飢饉は、天明期のような全国的飢饉と重なるものではなかったが、泉郡平野部一帯での長期に及ぶ早魃状況と、そのなかでの断続的な凶作の発生によるもので、領主による臨時的な救済以外にも、越年時の村方助力や五人組による「家」の再建など、「困窮人」への対応が常時求められる状況にあった。村内では、多くの飢饉者が御救夫食の申請を求めたが、藩に対して申請を遠慮する村側との間で、返上夫食申請に切り替

えられる家々も存在した。「潰人」の名前と対照しても、返上夫食申請者の中には少なくない「困窮人」が含まれたと考えられる。こうした「困窮人」の振り分けのなかで、池上村の村落秩序に照応した「飢人」や「難済人」の範疇が定着していったともいえよう。

ただし、この時期の「困窮人」の実態をみると、御救夫食の対象者でも、わずかな土地を所持する小百姓が大半であり、困窮時には一時的に「潰人」となったとしても、百姓として「家」を再建しようとする営為がみられた。「困窮人」の土地所持や債務内容を考慮すると、当該期の「困窮人」が村落社会の内部でどのようにして生活を維持していたのか、その存在形態についても、わずかな所持地の経営内容や、農間渡世である「木綿仕業」の実態、小作や年季奉公のあり様などを通じて明らかにする必要がある。

二 天明〜文化期の飢饉下における小作

(一) 検見願の提出と小作人

本節では、飢饉下における「困窮人」の村内での生活維持について、当該期の小作のあり方をみていく。表1に★印で示したように、この時期の「困窮人」には、「本郷」の庄屋である南家の小作経験を持つ家が多く含まれている。一九世紀の池上村には、南家以外にも、「出作」の庄屋であり、「本郷」「出作」両方において多くの所持地を持つ南角右衛門家など、「本郷」「出作」の村役人をはじめとする数軒の村方地主が存在した。わずかな所持地しか持たない多くの「困窮人」

にとって、村内での小作は生活を維持するための重要な手段であったと推測される。そうした小作は、池上村においてどのように展開していたのだろうか。寛政一年八月に出された検見願書には、飢饉下の小作人の動きについて、次のように記されている。

乍恐御願奉申上候

一、当木綿作之儀、先達而度々以書付御願奉申上候通、青虫入候而元来悪作之処、永旱故かへ水二而八行届不申、又々青虫再発仕、皆無同前罷成候二付、当月七日御見分被為成下候様御願奉申上候、乍併早魃二付、御普請所数多御座候ゆへ、御見分被為成下、難有仕合奉存候、其節も御覧被為下候通、夥敷肥し手仕入長々水かへ仕候処、皆無同前之義、惣百姓難義至極奉存候、且又小作之者共、此節皆無同前、了簡立二仕呉候ハ、支配仕義、左も無御座候ハ、植付以来長々修理人夫多分肥し代等損失二仕、地主江差戻シ可申哉と申之候得共、左様取斗候而も小作人一向相続出来申間敷ト地主共も失途方迷惑仕居候、此上御憐愍ヲ以御見分被為成下、惣百姓相続仕候様、御慈悲之ほと乍恐奉願上候

一、当稻作之義、先達而数度御訴奉申上候通、長々水かへ出情仕候へ共、稀成大旱魃故かへ水行届兼、余程損失仕候、尤御定免年限中之義恐多奉存候へ共、大変之年柄故乍恐御毛見被為成下候様奉願上候、右両様とも御聞届被為成下、難有奉存候、以上

八月十八日

庄屋

年寄

百姓代

御役所

右の検見願は、傍線部のように小作人との関係を持ちだすことで「惣

百姓相続」を訴え、領主から年貢減免を引き出そうとするロジックで書かれたものだが、ここでは小作人の申し入れにみられる「了簡立」と小作地の「支配」という表現に注意したい。小作人らは同年の小作米を「了簡立」にしてくれば小作を継続するが、そうでなければ植え付け以来の人夫代・肥料代などは小作人側の損失とし、小作地は差し戻すと地主に迫っており、「了簡」は小作人と地主との個別交渉による小作米減免を意味すると考えられる。また、小作の継続を「支配」と表現する背景には、既に一定期間の耕作継続状況があることを想定できる。以下ではこうした願書に表出する小作の実態について、有力地主の一人である本郷庄屋南家の小作人を素材としてみていこう。

(2) 南家における小作のあり方

まず地主南家の所持地と小作地の規模を明らかにしておく。「本郷」における天明〜天保期の南家の所持地は、グラフに示したように、三〇石程度から四〇石へ全体として漸増傾向にある。文化一〇年の落ち込みは、前年の分家友三郎家の創出に伴って、一一石余を譲渡したためで、それ以後は再び土地集積を行っている。また、南家文書には、表紙に「文化三年五月改」と付記された「田地あて米帳」という横半帳がある。この帳面は、小作米収納を記録した帳簿ではなく、文化三年に本郷・出作に所在する南家の全ての所持地について宛米高を改定（一改）するために作られた帳面で、表3のように、自作地も含めた全所持地の面積・石高・宛米高が記されている。小作米収納を記録し

た「下作請取帳」と対照すると、この年実際に宛作されていたのは所持地の半分以下であったと考えられる。なお、南家の所持地は自らが庄屋を勤める「本郷」に集中し、「出作」の所持地は字林・水軽のわずか五筆のみで、小作地も存在しないという点に注意しておきたい。

次に、小作地の経営についてみていこう。南家には実際の小作米収納を記録した「歳々下作請取帳」が七冊残されており、このうち安永七（一七七八）年から文政一一（一八二八）年までは毎年、このうち変化を追うことができる。帳簿の記載形式には変化がなく、まず各年度の冒頭に「米斗覚」という書付が記され、宛米のうち米で受け取った分について、日付と納米量、小作人名が列挙されている。「米斗」の日付は小作人により異なるが、概ね十月下旬から十一月初旬である。この「米斗覚」に続いて、小作人ごとに小作地の小字名、宛米高、皆済までの減免分や、「米斗」や代銀納などの納入経過が記される。各人の「米斗」の日付と量は、当然ながら冒頭の「米斗覚」

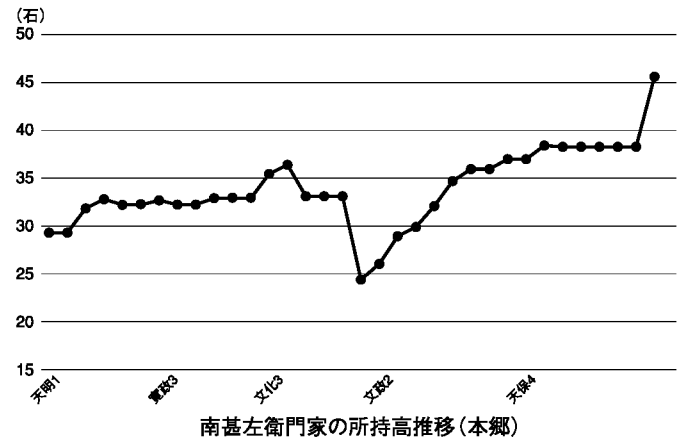


表3 文化3年5月改 田地あて米帳

▼本郷分				
小字	文化3.5改田地宛米帳			下作
	面積	石高	宛米高	
1	居屋敷	—	0.210	—
2	十五	0.915	1.286	2.050
3	十六	1.200	1.440	2.050
4	九ノ坪	—	2.384	—
	①半反	—	0.596	1.050
	②残り	—	1.788	3.150
5	三ノ坪	0.509	0.691	0.900
6	池ノ下	0.510	0.540	0.600
7	三十五	0.608	0.630	1.000
8	小学頭畠	0.905	0.920	1.200
9	畠辺	2.216	2.492	4.400
10	道心田	0.715	0.988	1.750
11	かうじ	1.702	2.340	3.300
12	かうし本切下	1.200	1.440	2.400
13	かうし丁田	0.809	1.069	2.350
14	軒	1.400	1.680	1.800
15	八ノ坪	2.010	2.448	3.900
16	八ノ坪口	0.800	0.960	1.900
17	十七	1.906	2.498	4.300
18	鬼田	0.205	0.220	0.500
19	官前下	1.020	1.284	1.600
20	官前	1.005	1.394	2.000
21	寺畠	1.210	1.404	1.900
22	十七 三反田ト云	1.312	1.758	3.150
23	十ノ坪	0.515	0.678	0.900
24	十ノ坪	1.305	1.584	2.050
25	三ノ坪	0.420	0.564	0.850
26	ごんぼう	1.615	2.004	3.000
27	源右衛門屋敷	0.100	0.100	0.200
28	吉兵衛屋敷	0.123	0.172	—
	小計	26.910	35.196	54.250
▼出作上泉分				
小字	面積	石高	宛米高	
1	林	1.208	1.694	—
	内 高畝減引		0.050	—
	残り		1.644	2.300
2	林	0.424	0.546	0.800
	小計	1.707	2.190	3.100
▼出作(信太)分				
小字	面積	石高	宛米高	備考
1	水かる	1.121	1.845	—
2	水かる	1.010	1.498	—
3	水かる	0.215	0.300	—
	小計	2.416	3.643	

典拠：南・箱18-150-5。文化3年下作者は、文化元年～「歳々下作請取帳」(南・箱11-127)。
 単位：面積…町畝反歩。石高…石。

と対応する。また最終的な代銀の不足については、未進証文が留められ、未進主の印が据えられている。以上の形式は、その年の作付け作物に関わらず基本的に共通している。例えば、享和元(二八〇二)年に小字「十七」の綿作田地で小作を行った五郎左衛門の場合、

一、⁺壺石八斗 五郎左衛門
 内

壺石五斗 米斗

八升 了簡

残而式斗式升 此銀拾四匁五分式り

酉十二月廿三日取すミ 皆済也

と記されており、宛米一石八斗のうち、「了簡」として八升が減免され、残りの一石五斗を米で、式斗式升分を代銀で二月二三日に皆済したことがわかる。同年の「木綿毛見帳」から木綿作付け地であることは間違いないが、大方の小作米は米で納入され、残りの端数分が銀納されている。こうした納め方は、他の木綿作付け地でも同様であり、南家の小作地経営においては、作付作物に関わらず、基本的に米での納入が優先されていたと考えられる。

次に、南家の小作人数および小作田地の推移について、四つの時期に区切って検討しよう。

安永→天明期 この時期の小作人をまとめた表4をみると、南家の

表4 安永・天明期の小作人

小作人	小字名	小作期間
佐兵衛	八ノ坪	安永7~
伊右衛門	九ノ坪半・十六	安永7~天明8
九右衛門	かうし	安永7
喜兵衛	遣心田・畑	安永7~9
与次兵衛	畑	安永7
仁右衛門	通し田	安永7~9
伊左衛門	通し田	安永7~9/天明3~5
喜右衛門	鬼田	安永8
幸助	一	天明2
嘉七	十七	天明3
曾根太右衛門	一	天明3
曾根甚七	ひ巻ヶ畑	天明4~5/天明7
清兵衛	通し田・一	天明5/天明8

典拠：安永7年「歳々下作帳」(南 箱11-109)

が収束した天明八〜寛政六年にかけて、小作地は再び増加し、同七年には安永期を上回る一四筆で小作が行われている。帳簿の記載上、年の区切りが不明瞭な寛政元〜六年は省略するが、寛政七年以降の変化は表5のように整理できる。この表から注目したいのは、第一に、寛政〜文化二年には、同一の小作地で長期間耕作を担う小作人が多いという点である。小作人と小作地との関係は、寛政七年を基点に数えても一〇年以上に及ぶ例が少なくない。なかには未進を繰り返す小作人も存在するが、田地の状態や小作米納入の実績によって、地主南家が恣意的に宛て替えを行った形跡はなく、一度契約を結ぶと、長期にわたって耕作を続ける場合が多い。南家の小作人だけでは断定できないが、寛政一一年八月の検見願書提出では、このような地主―小作関係を前提として、地主の「了簡」を求める小作米減免要求が出されていたとも想定できよう。

小作人は比較的少なく、天明期には顕著な減少傾向が見取れる。また、詳しくは後述するが、当該期の小作人には代銀未進の割合が高く、継続的に小作を担う数少ない人物である伊右衛門は、毎年未進を繰り返している(後掲表7)。

寛政〜文化二年 天明飢饉

またこの点は、各耕地における作付け作物との関係においても重要である。拙稿で述べたように、近世後期池上村における田方綿作・稲作の輪作地は、地主の経営内裁量ではなく、村方(水利体系としての「本郷」)の管理下にある溜池の灌漑秩序と結びついて、条里耕地の「坪」などをまとまりとする小字単位に隔年で切り替えられていた。表5に明らかのように、この時期の池上村では、小作人が同一の小作地で長く小作を続ける場合が多く、小作地での作付けも村方による輪作秩序の下にあったこと、また地主である南家が、そうした共同規制を前提として、その年の作付け秩序に応じて所持地内の小作地と手作り地を入れ替えたり、あるいは宛て替えを行ったりした形跡はみえないことを指摘しておく。

文化三〜一四年 この時期には、多くの田地で小作人が交代し、新たな小作地も確認できる。小作人の名前の変化は、「御救名前書帳」などで小作人らの家族構成に照らしても、代替わりではなく別の家への宛て替えとみられる。特に、文化六年には吉兵衛の下作地を除くすべての小作が停止され、同年から九年にかけて新たな小作人が置かれている。文化六年の減少については、稲作収穫期に疫病が流行したことにより小作米取納を断念した可能性もあるが、「下作請取帳」に納入途中の記録がない点を考慮すると、文化六年の作付けまでに差し戻しが行われたと考えたほうが妥当であろう。また、これ以後の小作期間は一〇年に満たない場合が多く、文化初年までの段階と比べて不安定な状況が看取される。

9	10	11	12	13	14	文政元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
免なし	免なし	17,000 (木綿高 141.705 不熟)	免なし	6,000 (作毛不熟 御辨進米)	免なし	免なし	16,000 (木綿高 137.083 悪作)	9,000 (木綿高不熟 4.500 悪作高不熟)	15,000 (夏早熟・ 大嵐につき 両作不熟)	10,000 (木綿高悪作) 2,000 (悪作不熟)	20,000 (播作高175.4 永平高作) 14,000 (木綿高 138.946開断)	免なし	2,500(木綿 高154.179 不熟)	93,7142 (播・木綿 高へ)	免なし	17,000 (両作不熟)
定0.100							五郎左衛門 【0.950】 定0.100 ★引0.050		五郎左衛門 【1.700】			南曾根 平兵衛 【1.800】 定0.200 ★引0.100	定0.300	南曾根 宗右衛門 【1.800】 定0.300 ★引0.200	南曾根 宗右衛門 【1.800】 定0.100 ★引0.200	【0.390】
定0.150	定0.250						重治郎 【0.700】 引0.050									
定0.400	定0.400	定0.400	定0.400									惣左衛門 【2.350】 定0.350	【2.000】 引0.100	【2.200】 定0.200 ★引0.300	【2.000】	負0.350
文化9年10月より分家友三郎へ譲り																
									久左衛門 安右衛門			納あり 【1.200】 引0.200	久左衛門 安右衛門 【1.500】 引0.600			
定0.050 引0.050 給0.218	定0.050	定0.050 ★引0.240	定0.050	定0.050	定0.050 引0.010	栄蔵 【0.950】 定0.050 引0.030			栄蔵 【?】		武兵衛 【0.950】 定0.050 ★引0.050		武兵衛 【1.000】 定0.100 引0.150	定0.050 引0.150	【0.900】	★引0.150
文化9年10月より分家友三郎へ譲り																
定0.350	定0.350	定0.350	定0.350	定0.350	定0.350											
引0.200 池0.350	利兵衛 【2.050】 引0.050 引0.100									元右衛門 【2.000】 引0.250						
与治兵衛 【1.900】 定0.150 ★引0.150																
太助 【1.750】 定0.250	文化9年10月より分家友三郎へ譲り															
定0.400	太助 【2.400】 定0.400	定0.400														
定0.350	定0.350	定0.350	定0.350	?												
前根 平兵衛 【3.100】 【1.750】	【3.300】 定0.200															
						重治郎 【2.000】	【1.800】 引0.050	【2.000】 ★引0.100	引0.350	引0.250	定0.200 ★引0.800	定0.200	【2.200】 定0.300	善七 【2.000】 定0.100 ★引0.285	定0.200 ★引0.800	【1.800】 ★引0.150
引0.100	治郎右衛門 【0.850】 定0.050	【0.850】 定0.100	定0.100													
前根磯治 【1.900】 定0.150	前根長兵衛 【1.800】 定0.050 ★引0.300	前根太右衛門 【1.800】 定0.100														
							曾根徳治 【2.000】 引0.150	曾根珠三郎 【2.000】 定0.150 ★引0.050	定0.100	定0.100 引0.100 →曾根徳治	曾根徳二部 【2.100】 定0.200 ★引1.500	【2.200】 定0.300		徳二 【2.000】 定0.100 ★引0.285	南曾根徳次郎 【2.200】 定0.300	
										清吉 【1.500】 定0.200 引0.670		象松 【1.500】 定0.200	久兵衛 【1.500】 負0.050	喜兵衛 【1.500】 定0.200	竹八 【1.500】 【2.200】 定0.200 ★引0.100	
						清吉 【?】	象松 【?】									
												小きん 【0.500】 木かけ		栄蔵 【0.380】 引0.010		

能性が高い場合は点線で結んだ。隣村百姓は、名前の前に村名(「曾根」「宮」)を付した。③【数値】…宛米高(石)を示す。下作初年度以外は変更がある場合のみを表示した。④【引】【了】【定】(減ある場合は、数値の前に「★」を付した。同一下作人が2筆以上を下作する場合において、2筆まとめて減免高が算出されている場合は、数値の後に「※」を付した。給米が相殺される場合は「給」と示百姓が下作を担い、同村の「勝五郎」が小作米勘定(徴収を担当している)。

表5 本郷庄屋南家の下作地・下作人・宛米高・宛米減免の推移(池上村内)

年号	寛政7	8	9	10	11	12	享和元	2	3	文化元	2	3	4	5	6	7	8
年貢用捨	9,500 (木綿高 134,871 悪作)	3,500 (木綿高 121,824 へ)	15,000 (木綿高 23,525 平損)	免なし	?	10,000 (木綿高 133,141 悪作)	7,000 (木綿高 142,072 悪作)	11,000 (木綿高 117,723 悪作)	5,300 (木綿 高へ)	8,000 (稻穂不 熟・種虫 付など)	免なし	66,4984 (船・木綿 高へ)	24,500 (木綿高 151,576へ +不熟種 米)	10,800 (木綿高 42,774へ +稲作不熟 糞米)	16,000 (木綿高 144,012 悪作へ)	免なし	10,000 (木綿高 146,646 へ)
小字	清兵衛 [0,900] 引0.100米 引0.400米	定0.100	定0.100	定0.100	定0.100	定0.100	定0.100	定0.100	定0.100	安右衛門引前 (清兵衛)	安右衛門	定0.100	定0.100	定0.100		定0.100	定0.100
三ノ坪上																	
三ノ坪下																安右衛門 [0,800] 定0.150	定0.150
十七上	清兵衛 [2,400] 引0.400米	引0.400米	引0.250	定0.200	引0.800	引0.350米	了0.350米	引0.500米	引0.300米			引0.500米	?	了0.650米	?	勘七 [2,400] 定0.400	定0.400
鬼田	清兵衛 [0,250] 引0.400米	引0.400米	引0.250米			引0.350米	了0.350米		引0.300米			引0.500米		了0.650米			
通ノ田 (本郷水入 2名が下作)	清兵衛 定右衛門 [1,000]					喜左衛門 四郎兵衛				安右衛門			く兵衛	[水入] [2入]			宇兵衛
九ノ坪①	利兵衛 [0,900] 引0.050	引0.060	引0.060		引0.525米	了0.050	了0.050	★引0.230	了0.050	了0.100	了0.050	引0.150 給0.240	引0.150 給0.250	?		与治兵衛 定0.050	利兵衛 [0,950] 引0.230
三反田	利兵衛 [1,575] 引0.100		[3,150] 引0.290		引0.525	定0.650	定0.650	?	定0.650	定0.650	定0.650	定0.650	久兵衛 [3,200] 引0.800	久兵衛内通 [3,150] 引0.750	久兵衛 [3,200] ?		
十五	勘七 [2,050] 定0.150 了0.050	庄兵衛 [2,050] 引0.150 引0.100	引0.350	定0.200 引0.050		定0.350	定0.350	定0.350	定0.350	定0.350	定0.350		定0.350 ★引0.150	定0.350 ★引0.150		海部右衛門 [2,050] 定0.350 引0.030	定0.350 引0.050
十六	与治兵衛 [2,050] 引0.150	引0.100	引0.150	了0.050	★引0.500	了0.070	了0.100	定0.100	?			七兵衛 [2,050] 定0.150	吉兵衛 [0,850] 了0.100	[2,050] ★引0.750	[3,300]	[2,050]	引0.500
十七下			五郎左衛門 [1,800] 引0.150	引0.050	引0.630	了0.070	了0.080	了0.080	引0.050	★0.300	引0.010		引0.285	★引0.350			引0.250
通心田	佐兵衛 [1,750] 引0.050	引0.050	引0.100	引0.050	?	引0.080	引0.050	引0.450	引0.050	引0.100	了0.050	引0.250					
官前①	清兵衛 [1,800] 引0.400米															官藤 [2,400] 定0.400 ★引0.325	定0.400 ★引0.325
かうし 丁田	勘七 [2,350] 定0.350															与治兵衛 [2,350] 定0.350 ★引0.200	定0.350 ★引0.200
九ノ坪②			源助 [1,800] 引0.150		[1,030] 引0.250	了0.100 番給0.090	喜兵衛 [2,060] 引0.210										
十ノ坪①																	
官前下												安右衛門 [1,700] 定0.100 ★引0.200米	[1,900] 定0.200 引0.200米	定0.200		喜兵衛 [0,850]	
八ノ坪																	
畠辺																	清吉 [1,800] 引0.200 引0.100
十ノ坪②																	定0.200 引0.100
金田																	
尾学頭 畑																	
所在 不明	久左衛門 [1,800] 引0.050	[3,100] 引0.100	引0.200 平兵衛 [2,000] 引0.100	定吉 [3,100] 引0.100								官仁兵衛 [0,800] 引0.120	[0,625]				

典拠：寛政2年～「歳々下作贈取帳」(南・第2-55)／文化元年～「歳々下作贈取帳」(南・第11-127)／文化8年～「年々下作贈取帳」(南・第6-10)。
 凡例：①「年貢減免」欄…領主一村間の年貢が「御細見」(検見)により破免された年における年貢減免分を示す(免状)。②下作人名…同一人物による下作継続が確認できる場合は矢印、継続の可
 免高(石)…。「引」は「免引」「(〇〇)付」引「まけ」(「まけ」は端数切捨ての処理が多い)の略、「了」は「了簡」の略、「定」は「定免(引)」の略。「当年格別水旱二付」「格別荒二付」などの派番き
 ず。減免高がわからない場合は「？」で示した。
 ※池上村外に所在する小作地は省略した(文政2年以降、同領で隣村の豊中村の庄屋家が公領押借の返済滞りを抱えて温塞する一件のなかで、豊中村耕地の一部が南家の小作地となった。豊中村

表6 屋敷小作

借屋人	文化														文政													
	2	3	4	6	10	11	12	13	14	2	3	4	5	6	7	8	9	10										
源右衛門	0.20				0.50				0.20																			
政平	0.50																											
太助・同後妻しげ	0.27								※初年0.25																			
元右衛門(太助屋敷)													0.27※初2年0.50															
源太郎	0.40																											
新兵衛									不明																			
作右衛門									0.50																			
新藏(与次兵衛屋敷)													不明															
吉右衛門													不明															
源七													不明															
嘉兵衛													0.31															

数字は宛米高(単位:石)。変化しない場合は省略した。なお、小作人によっては1度に2年分を納入した可能性もある。

文政期 本稿の検討対象時期を超えるため詳細は措くとして、文化期からの変化のみに言及しておく。この時期、小作地の規模は文化期に続いてますます縮小するが、かわって表6のように屋敷小作(借屋人)が増加する。天保四年までに、村内の無高百姓が増加することを想起すれば、この時期に南家から居屋敷を借り受ける百姓らは、増えつつある無高百姓と重なる可能性が高い。

以上の変化を整理すると、文化期半ば以降、南家の土地経営を見る限り、耕地集積とは反比例するように小作地が減少しており、地主の南家としては、手作り地を増やし、小作地を抑制する状況にあったことがわかる。²⁷⁾

(3) 減免をめぐる駆け引き

以上のような下作の展開状況を踏まえて、寛政一年の検見願書にみられる「了簡立」の内容について、少し立ち入って検討しておきたい。

南家の下作帳では、小作米の減免方法として、①「免引」「免」

「引」「了簡」などの年ごとに

異なる減免率と、②「定免引」と記される定率減免の二種類が併存して現れる。①については、「免引」は一斗数斗の場合、「引」は五升程度の減免というかたちで「免引」と「引」を使い分ける時期もあるが、混同されている時期もあり、厳密な区別は難しい。ただし、凶作の年には「格別二付引」や「当年格別二付、殊二以此田地毛付悪敷二付、格別了簡いたし遣ス」などの減免理由が併記される場合もあり、いずれも納入以前にその年度の作柄によって決定される点では一致している。なお、寛政期の検見願書にみられた「了簡」は、南家の下作請取帳では寛政期に「引」に代わって頻出するが、減免方法からみて「引」とほぼ同じものと考えられよう。一方、②の「定免引」は、小作証文の段階で定められた定率減免であり、南家の下作では寛政七年以降に少しずつ見え始め、文化七年の宛替え以降、全下作地において確認できるようになる。この「定免引」の特徴は、それまでの「引」や「了簡」と比べて、その最大値以上に減免量を設定している点である。この「定免引」での小作契約の特徴について、文化九年二月に作成された字道心田の小作証文に注目したい。²⁸⁾

小作証文之事

字道心田

、菘反 宛米壹石五斗(印)

右之田地、当申ノ五月毛付■五ヶ年之間定免受ニ而小作仕候処、
 実正明白也、尤御細見有之候年柄ハ格別、其余之年柄ハ豊凶不
 掛、前書受米之通り無遅滞毎年十月廿日切急度宛米斗可申候、
 為後日小作証文仍而如件

文化九年申三月九日 小作人 同村太助(印)

同村 南友右衛門殿

この小作田地は、「下作請取帳」の同年の記載では宛米一石七斗五升とされ(前掲表5参照)、「定免引」として二斗五升が引かれている。

一方、右の小作証文では「定免引」分を引いた一石五斗が「宛米」¹¹「受米」として記されており、「定免」の量は証文では具体的に示されない点が注目される。また契約期間は五年間とされ、その期間中には領主が年貢の破免を認め、検見(「御細見」)を行う年を除いて、作柄に関わらず、記載された量の「宛米」を納入しなければならぬ。

同じ文化九年三月に作成された証文二通においても、こうした契約内容は共通しており、この時期の小作では「定免引」による五年間を限った契約証文が雛型として定着していたと考えられる。表5によると、文化一四年頃までの納入には、領主―村間の年貢が破免となった年でも、「格別」と記されるような不作耕地を除いて、「定免引」分を厳守する傾向が見取れる。しかし、文政期に入ると、領主―村間の年貢でも破免が続くようになり、下作地においては「定免引」に加え、高率の「引」を認める下作地が増えるようになる。

さらに、そうした特例減免は、小作証文で想定された「御細見」の年以外にもみられるようになる。当該期の池上村本郷の年貢免状によると、投免がなく定免とおりの取箇を命じられた年は、文化九、一〇、一四年、文政元、七、一〇年の五年分である。表5でこれらの年の減免に注目すると、文化九年の利兵衛・与次兵衛、同一四年の利兵衛、

文政元年の栄蔵、同七年の南曾根村十兵衛などは、小作証文の契約とは異なり「定免引」に加えて「引」による減免を受けている。特に文化九年の与次兵衛や、文政七年の南曾根村十兵衛、同九年の同村宗右衛門、翌年の太郎兵衛などの場合では、「格別二付引遣ス」や「永早二付引遣ス」との文言が付記され、小作証文の雛型とは齟齬しながらも、作柄を勘案した「引」が行われている。一方で、南家の所持地においては、この時期を通じて小作期間の短縮や小作地自体の縮小が図られている。減免を求める小作人の要求が、定型化した小作証文と実際の小作米納入との間にズレを生じさせ、それによる減免率の上昇が、小作地縮小の一因となった可能性を指摘しておきたい。

なお、「定免引」と「引」の併存により、二段階での減免が定着した耕地の小作に対して、借屋人の納める「屋敷年貢」では、文政六年に「太助屋敷」を借りた元右衛門の初年度分を例外として、基本的に「引」の記載が確認できない。借屋については、たとえ飢饉時であったとしても、作柄とは無関係であるとの論理により減免を認めることはなかつたと考えられる。

(4) 未進者について

最後に、これらの代銀を納められない場合、小作未進がどのように処理されたのかも確認しておきたい。表7は、南家の「下作請取帳」から、未進証文の内容とその小作状況を抜粋したものである。証文によると、返済時期は三月、五月、八月の三通りで、特に五月下旬を期

表7 南基左衛門家小作人の未進証文

年	下作人	小字	宛米	免引	米納分	銀納分	銀納代銀	未進銀	期 限	備 考
安永7	伊右衛門	■ノ坪半	0.900	0.350	1.500	1.100	58.30	53.78	5月	
		十六	2.050							
安永8	伊右衛門	九ノ坪半	0.900	0.400	1.500	1.050	45.15	53.10	5月	代銀45.00+8.10
		十六	2.500							
安永9	伊右衛門	十六	2.050	0.400	1.000	1.550	66.65	79.65	5月	利銀込
		九ノ坪	0.900							
天明元	伊右衛門	十六	2.050	0.450	1.300	1.200	66.00	66.00	5月	
		九ノ坪	0.900							
天明2	伊右衛門	十六	2.050	0.275	1.000	0.925	65.75	64.62	5月25日	
		九ノ坪	0.225							
天明3	伊右衛門	十六	2.050	0.250	1.000	1.650	140.25	71.70	5月	
		九ノ坪	0.050							
天明4	伊右衛門	十六	2.050	0.300	1.500	0.850	62.90	75.17	5月25日	全文抹消
		九ノ坪	0.300							
天明5	伊右衛門	十六	2.050	0.200	1.500	1.250	70.00	70.00	5月	
		九ノ坪	0.900							
天明6	伊右衛門	十六	2.050	0.600	1.000	0.900	77.40	67.00	5月20日	
		九ノ坪	0.450							
天明7	伊右衛門	十六	2.050	0.150	1.500	1.300	104.00	89.00	3月25日	
		九ノ坪	0.900							
天明8	伊右衛門	十六	2.950	0.200	1.500	1.250	80.00	100.00	5月20日	前年分未進20.00を含む
		九ノ坪								
寛政	伊右衛門	十六	2.050	0.170	2.000	0.780	44.86	40.00	5月	
		九ノ坪	0.900							
寛政2	伊右衛門	十六	2.050	0.100	1.500	1.350	72.90	72.90	5月	
		九ノ坪	0.900							
寛政3	伊右衛門	十六	2.050	0.200	2.000	0.750	44.75	44.00	5月	代銀0.75「まけ」
		九ノ坪	0.900							
寛政7	左兵衛	道心田	1.750	0.350	1.000	0.400	24.00	24.00	3月5日	
		道心田	1.750							
寛政8	左兵衛	(道心田)	1.750	0.050	1.000	0.700	48.30	34.50	5月20日	
		(道心田)	1.750							
寛政9	左兵衛	(道心田)	1.750	0.100	1.000	0.650	40.95	31.50	5月25日	
		(道心田)	1.750							
寛政10	左兵衛	(道心田)	1.750	0.050	1.000	0.700	39.20	28.00	5月20日	
		(道心田)	1.750							
寛政11	利兵衛	一	1.800	0.050	1.500	0.250	14.00	14.00	8月	
		一	2.000							
寛政12	左兵衛	(道心田)	1.750	0.080	1.000	0.670	46.90	35.00	5月	全文抹消
		(道心田)	1.750							
享和元	左兵衛	道心田	1.750	0.050	1.000	0.700	46.20	33.00	5月	
		道心田	1.750							
享和2	左兵衛	道心田	1.750	0.450	1.000	0.300	15.40	15.40	5月15日	全文抹消
		道心田	1.750							
文化2	左兵衛	道心田	1.750	0.050	1.500	0.200	10.30	10.00	5月	
		道心田	1.750							
文化3	左兵衛	道心田	1.750	0.250	1.000	0.500	28.00	28.00	5月	
		道心田	1.750							
文化4	庄兵衛	(十五)	2.050	0.350	0.500	1.050	71.40	53.40	5月	代銀53.40を同村治郎右衛門へかし付
		(十五)	0.150							
文化5	吉兵衛	十六	2.050	0.750	—	1.300	88.40	19.60?	?	納方不明/皆済文言なし
		十六	0.650							
文化7	清吉	(畠辺)	1.800	0.200	1.000	0.500	26.75	26.75	5月	
文化8	清吉	畠辺	1.800	0.200	0.500	1.000	54.50	54.50	8月	
文化9	治郎右衛門	十五	2.050	0.350	1.000	0.650	35.42	35.42	3月28日	
文化10	利兵衛	九ノ坪	0.950	0.050	0.500	0.132	6.60	6.60	5月	
文化11	太助	(宮前)	1.750	0.250	—	1.500	75.00	37.50	5月	全文抹消
		(宮前)	2.050							
文化12	治郎右衛門	十五	2.050	0.350	1.000	0.700	35.00	35.00	5月	全文抹消
文政4	治郎右衛門	十五	2.050	0.350	1.000	0.700	43.75	43.75	5月	全文抹消
文政5	太助	宮前	2.400	0.400	1.000	1.000	6■.50	6■.50	5月	全文抹消
		宮前	0.850							
文政6	喜兵衛	宮前	0.850	0.050	0.500	0.300	18.75	18.75	3月	全文抹消
		宮前	0.850							
文政7	源太郎	ヤシキ	0.400	—	0.100	0.300	18.75	18.75	8月	全文抹消
		ヤシキ	0.400							
文政8	曾根平兵衛	九ノ坪	3.300	0.200	2.000	1.100	68.75	68.75	正月/5月	喜平治相談(世話人曾根伊八)
		九ノ坪	2.050							
文政9	治郎右衛門	十五	2.050	0.350	1.500	0.950	59.38	59.38	8月	全文抹消
		十五	0.850							
文政10	利兵衛	九ノ坪	0.950	0.050	0.500	0.400	24.80	24.80	5月	
		九ノ坪	0.950							
文政11	五郎左衛門	三ノ坪	1.700	—	0.500	1.200	66.00	66.00	?	文政6記載
		三ノ坪	1.700							
文政12	五郎左衛門	三ノ坪	1.700	—	0.500	1.200	65.60	65.60	?	文政7記載
		三ノ坪	1.700							
文政13	五郎左衛門	三ノ坪	0.800	0.100	—	1.395	85.44	85.44	?	
		三ノ坪	0.800							
文政14	五郎左衛門	下畝町	1.000	0.305	—	1.395	85.44	85.44	?	
		下畝町	1.000							
文政15	徳二	(十ノ坪)	2.200	0.300	0.975	0.925	54.58	54.58	?	
		(十ノ坪)	2.200							
文政16	十次郎	十ノ坪	2.000	0.200	1.500	0.300	17.70	17.70	5月	
		十ノ坪	2.000							

限とするものが目立ち、裏作収穫後に菜種や麦を換銀し利息（すべて月一歩半）とともに返済したと考えられる。前稿では、天明期における飢饉について、表作の不作に続き、裏作でも表作・菜種作が不作になると、村内の穀物が払底することを指摘した。飢饉時の裏作不作は、村内における米穀払底と、小作米の未進返済を困難にするという二つの局面で、「困窮人」の暮らしを脅かす事態だったのである。

一方で、少数ではあるが、未進証文を交わさずに返済する小作人の事例も見られる。一例として利兵衛家の未進返済方法を挙げよう。利兵衛の場合、小作米の納入が滞ると、その一部を給銀や日用銀や、諸費用の「過継」で相殺する年が散見される。南家の経営帳簿である「差引帳」によると、利兵衛の伴である藤吉と栄蔵は、文化期に南家の奉公人として確認できる。また利兵衛自身は、文化二年の南家の下女召し抱えにおいて、庄七娘某と政平娘しゅんの口入となり、伴の栄蔵も文化一三年の庄兵衛娘きよ、とわ伴重次郎の召し抱えにおいて、口入となっている。前掲表5によると、利兵衛家の下作期間は小作人の中でも突出して長く、字「九ノ坪」において、寛政期から文政期初頭の伴栄蔵に至るまで、文化七年の宛て替え期間を除いて確認できる。こうした利兵衛家が、奉公においても南家と持続的な雇用関係を有した点は特筆できよう。ここでは、池上村における利兵衛家の特徴について、①その経営は小作以外の局面でも南家との関係によって成り立つ部分が大きく、地主―小作関係には一元化しない社会関係が結ばれていたこと、②この時期の南家の奉公人は、利兵衛・庄七・政平・庄兵

衛・とわをはじめ、いずれも救済対象者と重なる「困窮人」の家々から供給されていること、③村内の下層百姓にとつて利兵衛家は、「困窮人」としての共通項をもつ半面で、南家への奉公斡旋者（請人）でもあった点を指摘しておきたい。

おわりに

以上のまとめとして、「困窮人」救済のあり方とその社会関係からみた近世後期池上村の村落構造について述べておきたい。

一つは、近世後期の泉州泉郡平野部における飢饉と生産状況についてである。池上村や大和小泉藩領村々においては、天明から文化期にかけて、慢性的な旱魃傾向が続くなかで、大規模な凶作が発生し、飢饉化する年があり、特に木綿作における不作傾向が顕著であった。またそうした中での裏作の凶作は、夏になると穀物不足や小作米未進の滞りというかたちで、深刻な飢渴状況をもたらした。この地域では、天明飢饉の終息後も、寛政―文化期を通じて断続的に村規模での救済が展開しており、寛政末から享和期の「潰人」の続発や、文政期の屋敷小作（借屋人）と無高の増加などにみられるように、長期にわたって「困窮人」の「家」の維持が困難となる状況が続いていたと考えられる。ただし、当該期の「飢人」の家内構成や家数推移をみても、池上村の「困窮人」や「潰人」はそれほど村外へ流出せず、全体としては非流動的な側面をもっていた。前稿で明らかにした一時的な「家出」のあり方も、そうした特質を示している。こうした非流動性の背後に

は、繰り返し救済の対象となり、小作人や奉公人としての社会関係をもつなかで、村落社会との結びつきを保持し続けるという「困窮人」の生活状況が看取されるのである。

一方で、村落社会での定着性を保持する「困窮人」にとつて、様々な救済が村落秩序を通して実現されるものであった点には注意がいる。困窮に陥り御救夫食を求める家々が増えると、村役人は領主への遠慮によって夫食出願を最小限に抑えようとし、どの家を「飢人」と認めるか、また御救夫食と返上夫食のどちらで申請するかという選択を行った。つまり、救済対象として申請されるためには、「困窮人」が日常的に村落秩序のなかに位置づいていることが大前提だったといえよう。

第二に、飢饉下における「困窮人」の要求は、「困窮人」と村方との間だけではなく、地主—小作関係の内部においても根強く存在した。それは、この時期の地主—小作関係のあり方に規定されるかたちで表出していた。寛政期から文化期の池上村では、未進を抱えながらも、下作地との関係を「支配」と表現するような長期間の小作が展開していた。小作人の多くは村内の小高持で、繰り返し救済の対象となりながらも「家」としては一定の持続性を有する「困窮人」であった。寛政—文化期の下作は、地主への従属を内包しつつも、「困窮人」とつては不可欠な生活手段であったといえよう。また、小作人にとって、飢饉時の小作米減免は冬以降の諸救済と共に重要であり、地主に対する減免要求は、「定免引」による契約や、さらなる「引」の併存状況

を生み出し、結果として文政期の南家では、土地は流入するものの、小作地自体を縮小するという、不安定な状況もみられた。

一方で、各小作人と地主との関係は、それ以外の多様な社会関係を内包するが故に、一様たりえなかった。本稿で取り上げた「困窮人」の一人である利兵衛家は、小作人であると同時に奉公人でもあり、また南家にとつては他の奉公人一般とは異なり、奉公の口入を担う存在でもあった。今後は、多様性をもつ「困窮人」の「家」の生業や存在形態を通じて、近世後期の村落構造を成り立たせる社会関係のあり方を明らかにすることも重要であろう。史料的な条件から、本稿では南家の小作人の分析に終始せざるを得なかったが、以上の考察は池上村にもある程度敷衍できると思われる。

なお、当該期の変化がその後の小作契約にどのような影響を与えたのか、また南家が小作地を縮小する中で、従来の小作人らが村においてどのように生計をたてたのか、さらには、無高となった「困窮人」がどのように生活を維持したのかなど、未解明な点も多々残されている。今後の課題としておきたい。

【註】

- (1) 菊池勇夫「飢饉の社会史」(校倉書房、一九九四年)、同「近世の飢饉」(吉川弘文館、一九九七年)、同「東北から考える近世史」(清文堂出版、二〇一二年)、同「救済をめぐる公権力と地域社会」(「歴史評論」七五八、二〇一三年)など。

- (2) 泉州を対象とする研究では、清水家領を対象とした酒井一「泉州清水

- 領における社会制度」(『堺研究』四、一九六九年)や、山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会―「百姓成立」と中間層―』(清文堂出版、二〇〇七年)がある。
- (3) 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』(東京大学出版会、一九九一年)、同『幕末期、江戸の周縁と民衆世界』(『歴史評論』七五八、二〇一三年)。マールン・エーラス『身分社会の貧民救済―天明飢饉中の越前大野藩を例に―』(塚田孝編『身分的周縁の比較史』清文堂出版、二〇一〇年)。
- (4) 和泉市史編さん委員会編『和泉市の歴史3 池田谷の歴史と開発』(二〇一一年)では、天保飢饉期の池田下村で、「下作百姓」らが一村レベールで集団化し訴願に及んだ一件が紹介されている。そこでは、「下作百姓」と地主層とのせめぎ合いが、村請制村の内部に五つの集落(『生活共同体』を含む近世池田下村の構造(町田哲『近世和泉の地域社会構造』山川出版社、二〇〇四年)を踏まえて評価されており、固有の村落秩序に内在した飢饉期の状況把握として示唆的である。
- (5) 拙稿『近世和泉の村落社会における「困窮人」救済―泉郡池上村を中心に―』(佐賀朝・塚田孝・八木滋編『近世身分社会の比較史―法と社会の視点から―』清文堂出版、二〇一四年)。
- (6) 拙稿『近世泉州泉郡平野部における水利と生産―池上村の綿・稲輪作を素材として―』(『市大日本史』一三三号、二〇一〇年)。
- (7) 本稿で対象とする寛政〜文化年間の南甚左衛門家の当主は、南角右衛門家から養子に入った友右衛門が継いでおり、史料でも友右衛門として登場するが、その後には南甚左衛門家の分家として成立した「友右衛門家」と区別するため、南甚左衛門家の本家筋はすべて「甚左衛門」と表記する。
- (8) 「出作」の村方文書として南和夫氏所蔵史料があるが、幕末〜明治期の史料に限定されるため、本稿では扱わない。
- (9) 南清彦氏所蔵史料・箱9―92「万覚帳(三番)」。以下、同家史料の番号は「南・箱」と略記する。
- (10) 南・箱15―12―1。
- (11) 南・箱11―6―1。
- (12) 南・箱10―26「七番御用留帳」。
- (13) 南・箱9―92「万覚帳」。
- (14) 南・箱9―17―14。
- (15) 南・箱9―17―18。
- (16) 南・箱9―17―2。
- (17) 以下、本項の内容は、南・箱9―92「万覚帳」の記録による。
- (18) 大和小泉藩領の泉州七ヶ村には、泉郡平野部に位置する池上村・豊中村・肥子村・黒島坊村・下条大津村・高月村・北出村が含まれる。
- (19) 御用留「万覚帳」(南・箱9―92)に、寛政二年一月に提出された銀二貫目の拝借願書が留められている。またこの願書で田方綿作への投免が認められたことも確認でき、「度々御憐愍」はこうした措置をさすと考えられる。
- (20) 南・箱10―100。
- (21) 拙稿註5論文。
- (22) 南・箱9―92「万覚帳」。
- (23) 南・箱11―146。
- (24) 拙稿註6論文。
- (25) 葉山禎作氏は、幕末期の河内農村における地主経営の特質として、共同体規制下にある輪作慣行下の地主―小作関係について、「綿作団地」(綿作を行う耕地群)の移動に伴って地主が貸付地(小作地)と手作り地を振替え、常に適量の綿作地を確保するという土地経営のあり方を示し、「小作地経営を犠牲にすることによって、耕地条件に自己経営を適合させ」たと評価されているが(同『近世農業発展の生産力分析』御茶の水書房、一九六九年)、一八世紀末〜文政期の泉州泉郡池上村における地主―小作関係ではそうした様相は確認できない。むしろ南家など池上村の村内地主の場合は、拙稿註6論文で述べたように、二年一サイクルの経営を前提としながら、刈や仲間井戸といった補完用水の水利権を個別的に集積することなどを通じて、手作り地における有利な生産条件

(26) 同年の御用留(南・箱11—150)に「去ル九月中旬之頃、私并ニ家内之者
を確保していたと考えられる。

共下男・下女共類、疫ニ取合、引込罷在、秋納最中故誠ニ塗方暮、迷惑仕
候、一町六反余手作之稲稼、取入之義、手当之人夫無之必至難渋仕候」と
の記録がみられる。

(27) 所持地拡大の一方で小作地比率が減少することの意味については、手
作り地を拡大しようとする地主側の積極的転換とみるか、小作人の差し
戻しによる地主側の消極的対応と捉えるか、現時点の分析では判断し難
い。可能性としては、積極的転換であった場合、文化期後半にみられた
ような不安定な小作経営をやめ、手作り地に切り替えることで生産性を
上げようとしたと考えられるが、手作り経営を担保する家内労働力にお
いて何らかの変化が生ずるはずである。また消極的な対応としては、小
作人による小作地差し戻しが頻発し、新たな代替小作者を調達できな
いなかで、事実上の手余り地として手作り地を抱え込むことになったとい
う変化が想定できる。手作り地増加の背景は、村落構造を考える上でも
重要であるが、今後の課題としたい。

(28) 南・箱18—166—10。

(29) 南・箱2—35、箱13—57、箱11—72、箱13—63、箱13—36、箱11—39。

(30) 南・箱5—157(文化二年)、箱5—156(文化九年)、箱5—155—2(文
化一三年)。

(都市研究プラザ博士研究員)